

枚方市と自治労枚方市職員関係労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和5年(2023年)2月28日(火) 午後6時30分～午後7時30分
2. 場 所 市役所本館 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約20名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、教育政策課長、上下水道総務室課長、市立ひらかた病院総務課長、書記(人事課・職員課 課長代理)
4. 課 題 「2023年春闘要求書」に基づく交渉(1回目)

<交渉内容要旨>

I. 給与水準の引上げについて

| 組 合 | 市 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 昨今の物価高騰を鑑みると、全体的な給与水準の引上げが必要と考えるが、改めて賃金に係る見解を聞く。 | <ul style="list-style-type: none">・ 地方公務員法が掲げる情勢適応の原則や均衡の原則の観点から、全体的な給与水準の引上げを実施することは困難である。 |

II. 行政職給料表5級到達・副主幹制度・昇任要件について

| 組 合 | 市 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 行政職給料表5級への全職員到達は、重要な課題と認識しており、その実現に向けて給与制度を改善するようこれまでから求めている。また、そういった中、副主幹への任用が少ない状況や、課長代理・主任などへの昇任要件の緩和について、あらためて見解を聞く。 | <ul style="list-style-type: none">・ 副主幹制度は、これまで労使で協議を重ねた上で、制度構築してきたものであり、引き続き、設置が必要な職場を見極めていく。また、昇任の要件や手法については、これまでから適宜、見直しを行っており、さらなる見直しは考えていない。 |

III. 会計年度任用職員の処遇改善について

| 組 合 | 市 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 会計年度任用職員制度が導入されてから3年が経過するため、これまでの検証等を行い、抜本的な見直し等も必要と感じている。特に、他市と比べ報酬が低く、人材確保が困難な職については、人材確保の観点から、処遇改善をすべきと考えるが、見解を聞く。 | <ul style="list-style-type: none">・ 財政運営が厳しい状況下においても、処遇改善や人材確保の観点から、報酬等の引上げを実施してきた。今後も、他市等の動きも注視し、厳しい状況においてもどういった対応ができるか検討していきたい。 |

IV. 時間外勤務の縮減について

| 組 合 | 市 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 一部の職場では、依然として恒常的に時間外勤務が発生しているが、サービス残業の実態はないのか。また、時間外勤務の縮減に向けて、人員対応が困難であれば、不要不急の事務事業を見直すことも必要であると考えているが、見解を聞く。 | <ul style="list-style-type: none"> シャットダウンシステムにより、時間外勤務の事前申請及び承認がなければ、パソコンを使用できない仕組みとしている。今後も、適正配置に努めるとともに、管理職のマネジメントの強化や、業務改善・効率化の取組みについても、改めて周知を図っていく。 |

V. 子育て部分休暇について

| 組 合 | 市 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 育児部分休業制度の拡大について、令和4年4月から、対象を小学校3年生までの子に拡充する子育て部分休暇が導入されたが、放課後児童クラブ（留守家庭児童会室）を利用する職員の子の迎えへの対応だけに限らず、柔軟に取得しやすくなるよう利用用途を拡充すべきと考えているが、見解を聞く。 | <ul style="list-style-type: none"> 留守家庭児童会室などに子を預けている常勤職員を対象に、仕事と家庭の両立支援を行うため、利用する職員の子の迎えへの対応に限定しているものであり、これ以外の用途も可能とするといった対応は考えていない。 |

VI. 定年延長について

| 組 合 | 市 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 定年引上げについては大枠での合意はしているが、詳細部分については、いつ頃決まるのか。 定年延長を見据え、現行55歳としている昇給抑制措置の廃止など、職員のモチベーションが低下しないような仕組みづくりを求めたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月からの本格的な制度開始に向け、引き続き、協議等の場で意見交換していきたい。 55歳の昇給抑制措置の廃止については、全国的な見直しの動きもないことから、検討していない。 |

VII. 総合型放課後事業について

| 組 合 | 市 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度から総合型放課後事業が実施されるが、留守家庭児童会室においては、本事業の実施に伴い、職員への負担が増すため、人員確保が必要と考えているが、見解を聞く。 | <ul style="list-style-type: none"> 総合型放課後事業の本格実施にあたり、必要となる人員を確保し、安定した運用を図れるよう努める。 |